

多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会 令和3年度第3回 要点録

日 時	令和4年3月3日（木） 18:30～20:30	場所	多摩市役所 301会議室
出席	新垣、市川、上原、小川、影近、五味、富田、中村、医療的ケア児保護者2名		
事務局	障害福祉課 平松課長、五十嵐主査、猿田主任、石山 健康推進課 金森課長		
記録者	事務局		
項目	1 開会挨拶 2 事務局より報告 ・重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業 ・保育所受け入れガイドライン、受け入れ状況等 ・学童クラブの受け入れ状況等 3 議題 災害対策について 4 閉会		
詳細			
1 開会挨拶	～開会～ ～課長挨拶～		
2 事務局より報告	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅レスパイト事業について ・保育所受け入れガイドライン、受け入れ状況等について ・学童クラブの受け入れ状況等について 		
3 議題 災害対策について	【事務局】 ○これまでの協議内容等について説明 ・「充電できます」というステッカーについては、防災安全課に確認したところ、大きな地震があった場合、市内全域が同時に停電する可能性はなく、市内でも停電しているところ停電してないところが点在するような形になるので、停電してないところがあれば、ステッカーで知らせ、充電できる可能性もある。今後検討していきたいと考えている。 ○令和4年3月末改定予定の多摩市地域防災計画（案）の概要について説明 ・「福祉避難所」と「福祉的避難所」の違いについて 現在の地域防災計画では、福祉避難所ということで老人福祉センター、コミュニティセンター、特別養護老人ホーム等を福祉避難所として指定していたが、国の方から、十分に機能が整っているところではないと福祉避難所としては名乗れないというようなこ		

とがあった。「福祉的避難所」は、コミュニティセンター、老人福祉センター等、一般の方が避難する場所ではない、配慮が必要な人が行く避難所の中で、福祉避難所までは必要な支援体制が整っていないけれども、一般の避難所よりは整っているという位置づけの避難所。

【委員による協議】

・防災訓練について、保護者とメールでの情報伝達訓練等を行っている。情報伝達訓練では、事前に方法について説明しているが、実際にできないことがよくある。多摩市地域防災計画（案）の情報伝達の項目にも、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、公式ホームページが併記されているが、一度に言われると、おそらくますますわからない。情報量が多いと自分が何を選択していいかわからないということが起こりえる。高齢者の方や慣れていない方もいるので、この方法であれば連絡が取れるということ、整理して伝えなければよと思う。

・障がいのある方が一次避難所に行って、トリアージされて二次避難所に行くということの課題が多い。最初から福祉避難所を開設したほうが良いという考えがある。多摩市では早期に福祉避難所を開設するということが具体的に盛り込まれているか。

（事務局）

一般の避難所に避難してから二次避難所である福祉避難所に向かうというのは、特に医療的ケアが必要な方は、難しい状況があるというのは、本協議会でも意見をいただいている。防災安全課に伝え、直接福祉避難所に避難できるように検討していかねばいけないだろうということで文言を入れさせていただいている。福祉避難所は、市が直営で運営している施設ではないので、災害が起き、避難所を開設しようとなったときに、鍵の管理を含め、管理者がどう考えるかという課題はある。直接福祉避難所に避難するのが適しているということは、市としても同じ見解。

・特別支援学校の備蓄を見る機会があった。床マットやおむつ、発電機があったが、実際に見ることができ勉強になった。発電機は大きくて持ち運びは難しい。家庭でガスボンベを備えることはできると感じた。一次避難所と福祉避難所の備蓄に違いはあるか。

（事務局）

医療的ケアが必要な方が避難したときに適切な備蓄があるかということ、そういう状況ではない。この協議会等で、福祉避難所に備蓄してほしいという意見があれば、防災安全課に伝え、福祉避難所の備蓄品とできるかどうか。特別養護老人ホーム等として運営している施設なので、災害用の備蓄を置けるスペースがあるのかという課題はある。そこも含めて検討が必要。

・防災訓練で、医療的ケア児や呼吸器が必要な方と一緒に連絡の訓練の実施や、避難が必要になった時の移動についての訓練は今後していただけるのか。

（事務局）

多摩市地域防災計画（案）の避難訓練の項目で、避難行動要支援者の参加を促進する避難訓練の必要について書かれている。総合防災訓練や個別支援計画の見直し時等、避

難訓練とまではいかないかもしれないが、必要な機器のチェック等をしながらやっていく必要があるということは本計画（案）にも書かれているので、市として推進していくべきという認識である。

- ・個別支援計画を立てる際、様々な情報伝達手段があり大変だという意見があったが、携帯でどこにアクセスすればいいか、決めておけるといい。台風等の災害時、それぞれの自治体のツイッターが動きがわかり、状況の把握に有効であった。

- ・医療的ケアが必要な方をどうサポートしていくか、受診したい場面等で、自身で移動できない方がどのように移動するかを詰めていかななくてはいけない。

- ・市の職員が実際、どういう方が避難するかについてシミュレーションができるとうい。新型コロナウイルスワクチンの接種にあたり、自治体の職員と話をする機会があったが、自治体の職員に重度の障がいの方についてのイメージがないと感じている。車いすは、折りたためる車いすを想定されているが、ベッドやストレッチャーのような車いすで避難される方もいる。自治体の職員に特別支援学校等の避難訓練を見ていただいて、イメージ作りから初めた方が福祉避難所を考えるとときに、実態に合ったものができる。

（事務局）

防災訓練に障がい者の方が参加されているが、実際のケースを見てみないとわからないというところで、医療的ケアが必要な方のケースについては十分な想定ができていない状況。自治体と保健所と連携して実施する手法もある。様々な手法を含め、検討する必要がある。

- ・東日本大震災以降、都内で大人のALSの人工呼吸器の方の避難訓練を個別に行ったケースは何件もある。防災訓練の時に、医療依存度の高い方複数の避難訓練を行うのは困難。個別の避難訓練を一事例やることで多くの課題が見つかる。避難の様子をビデオ撮影し、課題を抽出する。今年度、重症心身障がいの方の避難訓練を他市自治体、保健所、関係機関で行ったケースがあるので参考にしてはどうか。災害時、全員避難が必要かというところではない。大地震の際でも、家の耐震がしっかりしていれば、自宅に人手や物が備わっている。令和3年度の防災対策基本法が変更になった時点で、台風19号の時に避難が遅れた事例があり、避難行動要支援者の個別支援計画策定が努力義務となった。医療的ケア児は外来受診や特別支援学校への通学など、大人と比較して移動がしやすい。そのメリットを利用して、まずは医療的ケア児を中心に個別避難計画を立てて課題を抽出し、移動がしにくい大人の計画に適用していくと良い。また、対象の医療的ケア児十数名から二十名全員の計画を一度に立てるのではなく、災害ハザードマップから浸水や土砂災害のリスクの高い地域にお住まいの方から市、保健所、訪問看護事業所等が協力し、優先して立てる方法もある。他市で先行して作成している自治体もあるので、叩き台としながら医療的ケア児から個別支援計画を作成し、防災安全課にフィードバックできると良い。

- ・個別支援計画を立てるのは、現状の障害福祉課のマンパワーでは難しいということはあるだろうが、医療的ケア児の個別支援計画を立てる必要があることが対象者に浸透していない印象。支援者、関係機関だけでなく、計画を立てると安心だということ、市

から対象者に働きかけないと、進めていこうとなっていけない。市から発信し、市が能動的に動いていただけると良い。

- ・台風、集中豪雨などは予測がつく。どのように情報を得て、避難所に限らず親戚、知人宅等へどう安全に移動するかを検討することから始めるだけでも意味がある。

- ・普段見てもらっている人がいない場所に避難することの難しさはあるが、災害時の避難をどうするか、考える癖をつけることは重要。

- ・特別支援学校に通学している児童の保護者に、災害時、自身の子どもを避難させる意識は育っているか。

- ・障がいがある子どもの保護者の考えとしては、災害が起きたときは自家用車を含め自宅で過ごすか、特別支援学校に避難するかの二択で考えている方がほとんどのようだ。知的障がいの方では地域の防災避難訓練に参加している方もいるが、医療的ケアの必要な児童は、自宅で過ごすか特別支援学校への避難を考えている。避難場所の選択肢が自宅か特別支援学校かの二択になっているひとつの理由として、吸引機や子どもの泣き声等、音を出して周りの方たちに迷惑をかけてしまう、周りの方達の理解が得られそうにないということがある。避難所の設備が整っていても、多くの周囲の方の目を気にしたときに当事者は行きにくい。

- ・なるべく必要なものがそろっている自宅で過ごしたいと考えている。今後、避難所に必要な備蓄を考えていくということなので、その際には、避難所を選択する手段として医療的ケア児にも備蓄物品等がわかるよう周知してもらいたい。

- ・自宅におむつや精製水等、必要なものを配達するというアプローチもある。

(事務局)

多摩市地域防災計画(案)の自宅等の避難所以外で生活する要支援者の支援というところで食料や生活必需品の供与について記載されており、地域防災計画にも組み込まれる予定になっている。これまでは避難所についての記載しかなかったが、そういった視点が入ってきたと認識している。内容、手法については今後の検討になる。

- ・必要な物品を洗い出す、市の避難所に何がどれくらいあるかをまずは知ることも大事。

- ・医療的ケア児の災害対策シートを、計画相談、訪問看護ステーション等、各関係機関間で作成し、災害時の対応の共有を図った他市の事例で、災害時どうしたらよいかが把握できたことで保護者が安心できた。不足しているものを洗い出し、準備していくこともできる。

- ・多摩市の防災メールを登録している。災害の全体を把握するために検索するが、こちらからアクセスしなくても市から新しい情報が入ってくると良い。

- ・ツイッターをやったことがない。情報伝達手段として、市等から送られてきた情報を確認する方法が取れると良い。

(事務局)

台風19号のときは、ツイッター、公式ホームページ、防災メールが主な情報伝達手段になったが、リアルタイムではないことが問題点として挙げられた。また、要支援者への情報伝達が他の方と同じ周知方法で果たしてよいのかが疑問としてあがっている。医

<p>4 閉会</p>	<p>療的ケアが必要な方や避難行動要支援者の方にピンポイントに送る方法がないと混乱する。一般の避難所へ避難できる方が福祉避難所に来てしまうような状況が起こることを危惧している。関係部署の会議で、直接的に情報を周知できる方法の検討について、意見として上がった。具体的な内容までは議論は深まっていない。</p> <p>災害対策について優先的に協議を進めていく項目について</p> <p>(1) 避難計画の策定 具体的に家に準備しておくものを含め、医療的ケア児について必要なことを計画として作成し、共有していく。</p> <p>(2) 情報伝達のシステム作り 情報伝達手段はあらゆる人に重要であり、すぐに着手できることでもある。情報伝達手段を市民全体に公表し、特に医療的ケア児等に伝わるようにする。</p> <p>次回日程は令和4年6月23日（木）に決定 令和4年度は、4回開催予定 ～閉会～</p>
-------------	--